

## 北秋田市あきた結婚支援センター入会登録料負担事業交付要綱

平成 31 年 3 月 29 日告示 32 号

改正 令和 2 年 2 月 6 日告示 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、北秋田市在住の独身男女の出会いと結婚に資するため、一般社団法人あきた結婚支援センター（以下「支援センター」という。）への入会登録料を北秋田市が負担することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 交付対象者は次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 独身者
- (2) 入会日において北秋田市に住所を有する者
- (3) 市税その他市に対する納付金を滞納していない者

(負担の金額)

第 3 条 負担する金額は、支援センター入会登録料 10,000 円（登録日から 2 年間有効）とする。

(交付の申請)

第 4 条 交付を受けようとする者は、「北秋田市あきた結婚支援センター入会登録料負担金交付申請書兼納付等状況調査同意書（様式第 1 号）」にあきた結婚支援センター入会登録料の費用負担に関する協定書第 4 条に定める「同意書」を添えて市長に提出するものとする。

2 交付対象者は、前項の同意書の提出をもって、あきた結婚支援センター入会登録料負担金（以下「負担金」という。）の受取を支援センターに委任したものとみなす。

(負担金の請求)

第 5 条 支援センターは、前条に定める申請があったときは、支援センターに入会した者の負担金を月ごとにとりまとめ、翌月 7 日までに「入会登録料負担金請求書」を市長に提出するものとする。

(負担金の支払)

第6条 市長は、支援センターから請求があったときは、内容を審査した上で負担金を支払うものとする。

(負担金の返還)

第7条 市長は、負担金の交付を受けた者に偽りその他不正行為が認められたときは、交付した負担金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月6日告示4号)

この告示は、公布の日から施行する。